

## 議案第27号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

| 損 害 賠 償 の 相 手 方                              | 損 害 賠 償 額 |
|--|-----------|
| ████████████████████<br>████████████████████ | 350,669円  |

## 2 事件の概要

令和5年5月18日午前9時30分頃、相手方██████████氏所有の普通乗用自動車が、市内東区高美台二丁目8番1号付近の市道から市立和白東小学校の敷地に入ろうとした際、当該市道の側溝のグレーチング蓋が変形して浮き上がっていたため、当該車両の通過により斜めに立ったグレーチング蓋に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。